

お墓を新たに設けようとされる方  
お墓の移動を考えておられる方へ

令和8年4月14日

広島県西部保健所広島支所

個人が、新たにお墓を建てたりお墓を移したりすることは、原則認められていません。

特別な事情がある場合のみ、「墓地経営許可」の申請を行うことで例外的に許可されることがあります（お墓を建てたり管理することを法律上「経営」といいます）。

特別な事情がない限り、個人でお墓の設置や移設はできません。

既設の墓苑や納骨堂を使用してください。

特別な事情（許可の対象）

- ア 居住地が山間地で、付近に既設の墓地等（公営墓地や寺院の墓苑、納骨堂等）が全くないなど、やむを得ない事情がある場合
- イ 道路の新設などの公共工事等に伴って、墓地を移さなければならない場合
- ウ 地震や台風等の災害で、墓地が損傷した場合

<お墓を建てる（移す）ことができるか、確認してみましょう>

許可の対象となるア～ウの  
いずれかに当てはまる。

はい

いいえ

お墓を建てる（移す）ことはできません。  
既設の墓地や納骨堂を使用してください。

お墓を建てたい（移したい）場所は、  
自分の所有地で、登記もしてある。

※「2.お墓を建てることのできる土地」の要件を  
満たしているかも確認してください。

はい

いいえ

お墓を建てる（移す）ことができるのは、  
許可申請する人の所有地です。  
まず土地所有者を変更し、法務局で  
所有者変更登記をしてください。

保健所へ相談してください。

許可申請できる内容か、保健所で確認します。  
申請できる場合は、申請書をお渡しします。



ご注意ください！

- ・ **許可申請する人は、多くの書類や図面の準備が必要となります。**
- ・ 周辺住民などへ、お墓を建てる旨の説明をする必要もあります。
- ・ 保健所へ相談してから、許可を受けて工事を始めるまで、長期間かかる場合があります。余裕をもってご相談ください。
- ・ **許可は相続することができません。** 将来、許可を受けた人が亡くなって子孫等がその墓を管理する場合には、**新たに許可申請が必要です。**



---

## 1 墓地経営許可申請の手続き

### (1) 提出書類

ア 墓地経営許可申請書

イ 墓地とその付近の略図

墓地の区域と、その周囲200mまでを含み、道路、鉄道、河川及び人家等を把握できる縮尺1/2,500程度のもの。

※墓地設置場所から半径100mの円を記載すること。

ウ 墓地の区域の図面、丈量図、公図の写し（隣接地の所有者名を記入すること）

エ 墳墓の図面（配置図、姿図）

オ 土地の登記簿謄本（申請前3か月以内のもの）

カ 墓地の維持管理に関する書類

キ 周知結果報告書

ク 申請者以外の所有者その他の権利書の承諾書

(2) 書類の提出部数 各2部

(3) 書類の提出先 お墓を建てる場所がある町の役場

(4) 書類の提出時期 お墓の土地造成前（工事ができるのは許可を受けた後です）

---

## 2 お墓を建てることのできる土地

(1) 許可申請する人の所有地であること。

(2) 許可申請時に地上権又は抵当権等の所有権を制限する物件が設定されていないこと。

(3) 共同所有地など、許可申請者以外の所有者又はその他の権利者がある場合は、権利者から、許可申請者に対し期限を定めて必ず所有権を譲渡する旨又は地上権等を解除する旨の承諾書を得ること。

(4) お墓への進入路（通路）があること。

(5) お墓の面積は、墓地の分譲禁止のため、必要最小限とすること。

(6) 土地（地番）の一部を墓地として申請する時は、経営許可を受けた後、速やかに法務局でその区域を墓地として登記すること。

## 3 周辺住民等への説明

次の(1)～(3)に、お墓を建てる旨を説明する必要があります。

（説明した結果を1の(1)提出書類 キ 周知結果報告書に記載して提出します。）

(1) お墓を建てる土地に接している土地の所有者

(2) お墓を建てる土地の周囲100m以内にある次の者

ア 住家の世帯主

イ 病院など患者が入院できる医療施設の設置者

ウ 老人ホームなど入所者がいる社会福祉施設の設置者

(3) お墓を建てる場所のある町の町長（役場）